

京都府国民健康保険運営方針－皆で支える京都あんしん国保プラン(仮称)－(中間案)に対する意見と府の考え方

パブリックコメント

<募集期間>平成29年10月6日(金)～10月27日(金)

<意見数>16項目(6個人・1団体)

意見	府の考え方
<p>国民皆保険制度を支える国民健康保険が続かなくなることが心配です。 京都府と京都府内の市町村が協力して、これらかも安心して保険証で病院にかかれるよう期待しています。</p>	<p>国民皆保険制度を支える国保が持続可能なものとなるよう、市町村とともに制度の維持に努めてまいります。</p>
<p>プラン名にあります「あんしん」の内容として、財政の安定化、健康寿命の延伸について、記載があります。 被保険者が「あんしん」できる、被保険者目線の項目があれば、もっと安心できると思います。</p>	<p>皆で支える京都あんしん国保プラン(仮称)のとおり、被保険者の皆様により信頼される国保制度を目指していきます。</p>
<p>中間案は住民・被保険者にとって大変分かりにくい。来年4月から、市町村国保はどうなるのか、都道府県単位化は住民にとってメリットがあるのか、保険料水準はどうなるのか等、最も関心のあることが伝わらない。 住民に分かる言葉で、具体的な内容が分かるように、示されるべき。</p>	<p>国保運営方針は、新しい国保制度の運営に係る基本的な考え方や方針をとりまとめるもので、保険料水準等具体的な内容につきましては、運営方針の答申を受け次第、速やかに公表する予定です。 さらに国保改革の内容については、チラシ等による広報を、市町村、国保連合会とともに進めていきます。</p>
<p>新制度への移行により、急激に保険料が変化しないよう激変緩和措置を実施、と記載してありましたが、今よりもだいぶ高くなる場合は、配慮してほしいと思います。</p>	<p>財政運営の都道府県単位化に伴う制度見直しにより、1人当たりの納付金に変動が生じる市町村には、変動部分等を公費で補てんするなどの緩和措置を実施していきます。</p>

意見	府の考え方
<p>納付金及び標準保険料率の算定方法について、「統一保険料」へは移行せず、$\alpha = 1$とされたことを評価したい。</p> <p>自治体によって保険料負担に差異がある現状は、何れ解決すべき矛盾と考えるが、医療費水準に大きな差異があるまま、これを反映せず統一保険料にすれば、保険料負担が急騰する市町村が発生する。</p> <p>医師不足・診療過不足により給付が保障されない問題の解決なしに、統一保険料への移行は将来を含め不可能。</p> <p>国の制度の在り方として、医療費と負担のリンクを断ち切ることと、被保険者の負担の完全応能化を求める。</p>	<p>保険料率の統一につきましては、新しい制度による運営状況を分析・検討しながら中長期的な課題として市町村と検討していきます。</p> <p>引き続き、国には財政支援をはじめ国保の構造問題に対する解決を求めています。</p>
<p>法定外一般会計繰入について、府は市町村の判断によると答弁されてきた。構造問題に対する福祉的措置として実施してきた市町村の姿勢を否定せず、真の構造問題解決を国に求めている。また、当面の措置として、府による法定外一般会計繰入も検討願いたい。</p>	<p>引き続き、財政的な支援を含め国には国保の構造問題に対する解決を求めています。</p> <p>府は、平成29年度当初予算でも約260億円もの予算を確保して、国保制度を支えているところです。また、平成30年度から国保の財政運営の責任主体として、市町村単位から都道府県単位に拡大される財政運営の中で、すべての市町村に関係する制度の基本部分を担うものであり、引き続き、必要な予算を確保し、制度の安定化に努めています。</p> <p>また、市町村においては、地域の実情に応じて個別の財政措置等について、検討されるものと考えています。</p>
<p>財政安定化基金の交付について、「特別な事情」であるところの、災害・地域産業破綻等によって生じた保険料収納不足への交付分の「補填」を結果的に住民自身が保険料の形で交付を受けた市町村が負担することは疑問。可能な限り交付の適用範囲を広げるとともに、当該市町村の保険料負担の増加を抑制する努力が求められる。</p>	<p>財政安定化基金が特別な事情の発生した市町村に交付された場合、交付額の3分の1づつを国、府及び市町村で補填することになり、市町村分については、原則、交付を受けた市町村に補填していただきますが、交付を受けた市町村のみで補填することが適当でない場合、府が認める場合は、すべての市町村の意見を聴いた上で、交付を受けた市町村以外からも補填をしていただける仕組みとします。</p>
<p>保険料の徴収について、保険料を真面目に納めておられる方からすると、収納対策の取組はしっかりとさせていただき、公平な取扱いを望みます。</p>	<p>保険料収入は社会保険方式で運営する国保財政の主要な財源であり、この適正な確保は財政運営を安定させるとともに、被保険者間の公平性の観点からも大切であると考えており、国保制度への信頼を高める要素の1つと考えております。</p>

意見	府の考え方
<p>保険料徴収の適正実施について、収納率目標を設定する(目標値は未定)としているが、万一目標値の達成が市町村に迫られることになれば、個々の住民の様々な生活問題を発見し、必要な社会サービスにつなぐという意義が変質したり、保険料を支払えない人たちへのきめ細やかな対応がなされなくなると危惧する。</p> <p>また、税機構への徴税業務の移管を謳っているが、市町村と住民の関係を変えてしまうのではないか。</p> <p>むしろ滞納処分への歯止め策が必要ではないか。</p>	<p>保険料収入は社会保険方式で運営する国保財政の主要な財源であり、この適正な確保は財政運営を安定させ、また、被保険者間の公平性の観点からも大切であると考えております。</p> <p>また、納付金等の算定における市町村別の収納率は、規模等に応じて一律機械的に定めず、現在の収納率を踏まえた設定としています。</p> <p>保険料の納付相談については、引き続き、市町村が京都地方税機構に対し、滞納者の生活実態を把握し、個別事情を踏まえたきめ細やかな対応を行っていくよう求めています。</p>
<p>一部負担金の減免制度について、府内市町村での適用件数はとても少ない現状。恒常的な低所得者も含め生活困窮状態にある多くの住民が使いやすいものへと改善していただきたい。</p> <p>また、府として制度の周知を積極的に実施していただきたい。</p>	<p>一部負担金の減免制度については、新制度移行後も今までどおり府と市町村で検証・検討していくとともに、市町村と広報に努めてまいります。</p>
<p>保険医療機関としては、今後、保険審査に府がどのように関与するのかに関心がある。「給付点検に関する取組強化」を挙げているが、具体的には何をするのか。</p> <p>現在、審査委員が個々の症例と医療の提供についての医学的妥当性を判断しているが、国は「審査の差異解消」を旗印にコンピュータチェックのみで審査を完結させる割合を高めようとしている。</p> <p>多くの保険医は、学会における研鑽・研究、現場での臨床経験に基づき、患者に保険で良い医療を提供することに誇りを感じており、府が保険審査に少なからず関与するのであれば、その点だけは決して忘れないようにしていただきたい。</p>	<p>府民に必要なかつ適正な医療が提供されるよう、市町村だけでなく、医療関係団体、医療保険団体とともに検討していきます。</p>
<p>① 総人口が減少する中、高齢者がまだ増加しており、市町村間でも格差が拡大してきているので、ある程度大きな単位で運営することは賛成</p> <p>② 個々人の保険料については、禁煙者・喫煙者が同じ扱いであったり、食事・運動なしで生活に気をつけ、健康に気をつけ、健康に投資して病院にかからない者と不摂生な生活をしてバンバン病院にかかっている者が同じなのはおかしい。先天性の病気など、どうしようもない人には配慮が必要だが、自動車保険の様に健康に気をつけ、病院にかかってない人には負担を軽くするなどすれば、健康に気をつける人が増えると思う。</p> <p>③ 健康に気をつけようと思った時に、身近なところで運動ができる、相談できるように市町村もそうした機会を増やすように努力すれば、結果的に病院にかかる人も減り、医療費も少なくなすむようになる「良好スパイラル」が動くようになると思うので、まず、そのきっかけづくりに取り組む(投資)べき。</p>	<p>健康寿命の延伸を重要な課題と位置づけ、健康増進事業に積極的に取り組んでまいります。市町村が被保険者の方の健康づくりのための特定健診・特定保健指導の実施率向上や生活習慣病予防の推進などを効果的・効率的に推進できるよう、支援を行います。</p>

意見	府の考え方
<p>健康増進、疾病予防、重症化予防を促進するためには、効率的で効果的な保健事業の展開が必要となりますので、きょうと健康長寿・未病センター機能を十分に活用し、保健事業がますます充実する方向で、対策をすすめていただきますようお願いします。</p>	<p>被保険者の方の健康の維持・増進を図る保健事業は、国保の保険者としての重要な取組みと考えています。 京都府は、きょうと健康長寿・未病センター事業を通じて、市町村の支援を行ってまいります。</p>
<p>健康の維持・増進について、熱心に取り組んでおられるところと、あまり取り組んでおられないところの差が大きいと思います。京都府も保険者に加わるということなので、この差がなくなるよう期待します。</p>	<p>被保険者の方の健康の維持・増進を図る保健事業は、国保の保険者としての重要な取組みと考えています。 京都府は、きょうと健康長寿・未病センター事業を通じて、市町村の支援を行ってまいります。</p>
<p>保険者努力支援制度への記載がほとんどないが、国保財源が増えることは歓迎するが、医療費適正化を進める自治体を奨励し、採点し、優劣をつけ、公費配分に差を設ける仕組みによって、自治体が国の志向する都道府県単位の医療費抑制路線の下へ統制されていく契機となりかねない。 「保険医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携」にあるとおり、自治体が保健師を必死で確保し、進めている保健事業・公衆衛生にかかる事業こそ再評価されるべき。 府は保険者努力支援制度の問題点を理解した上で、むしろ前向きに活用し、地域保健推進へ繋げていく立場で、これを運用願いたい。</p>	<p>保険者努力支援制度によって交付される交付金を活用し、被保険者の健康を維持・増進するための保健事業に努めてまいります。</p>
<p>① 今後も高齢化が進み、医療費も増加すると思います。でも、保険料が高くならないように、みんなで健康を守るために、健診を受けて早く受診することが大切だと思っており、健診を受ける人が多くなるような取組を進めてください。 ② 定年退職後に国保に加入する人が多いと思いますが、協会けんぽ等の事業所の保険に入っている時から、健康に注意しなければ、病気をもちながら、国保に加入することとなり、国保の負担が大きくなると思います。国保以外の保険加入者の健康づくりも大切だと思います。 ③ 住んでいる地域で医療機関や医師の数も異なると思いますので、保険料も違って良いと考えます。 ④ 来年度から新しい仕組みに変わりますが、どのように変わるのか、チラシなどで教えてもらえるのか。</p>	<p>①被保険者の健康を維持・増進するための保健事業に努めてまいります。 ②国保の被保険者ではない府民の皆様の健康づくりについても努めてまいります。 ③当面は医療費水準を考慮した保険料としますが、中長期的には医療提供体制も勘案しながら、保険料率の統一について市町村と協議してまいります。 ④チラシを作成するとともに、その他各種広報媒体を利用して新制度の周知に努めてまいります。</p>